



九条はらまち

福島県「はらまち九条の会」会報

No.233

2014(平成26)年 1月21日(火)発行

今年は西暦2014年・平成26年・干支(えと)は「甲午(きのえのうま・馬の年)」

○明治は45年までなので、今年は明治147年にあたります ○大正は15年までで大正103年

○昭和元年(1926年)からは89年・「昭和89年」と覚えておくくと便利です。例えば、昭和10年生まれの方は89-10=79歳とか、今年50歳の方は89-50=昭和39年生まれとすぐ分かります。■昭和や平成などの元号は、中国の武帝の時代の「建元」(BC140)から始まり、日本では645年の「大化改新」の「大化」から使用され、「平成」は247番目です。

■「平成」は、『書経』の「地平天成」や『史記』の「内平外成」から採用された。

■現在、世界各国は「西暦」を使用し、元号を使用しているのは日本だけです。



震災から3年...さあ、今年こそ!

明けましておめでとうございます。
今年も元気でやってみましょう!

▲『福島民報』に連載中、朝倉悠三さんの「震災絵日記」。



憲法の小冊子を配布したメンバーたち

7年目、今年も新成人六百名に「憲法」を配布

一月十二日南相馬市成人式 会員有志・事務局員十五名で盛り上がる

■私たち「はらまち九条の会」では、二〇〇八年一月の南相馬市成人式から新成人に『憲法』小冊子を配布しています。■今年一月十二日の成人式でも六百名に、7年(回)目の配布を行いました。■『憲法』は会報No.232とともに、新成人ひとり一人に手渡されました。■手渡したのは会員有志と事務局員の計十五名で、これまで以上の大きな盛り上がりでした。■新成人たちはこの機会に『憲法』をしっかり読んで、憲法を生活に活かしてくれるものと期待しています。

△左写真△は二〇一四年一月十三日『福島民友』
△記事△は一月十四日『福島民報』より△

憲法の小冊子
新成人に配布
はらまち九条の会
南相馬市のはらまち
成人式会場の市民文化
会館前で、新成人に憲
法の小冊子を配布し
た。
小冊子は昭和四十六
年に旧原町市が発行し
た冊子の復刻版。八年
ほど前から毎年、大人
の仲間入りをする新成
人に憲法の意義を再認
してもらおうと贈っ
ている。



憲法の小冊子を受け取る新成人

平田慶幸会長をはじめ
会員十四人が「おめ
でよう」と語りかけな
がら、新成人一人一人
に冊子を手渡した。



新刊案内

『憲法と、生きる』

東京新聞社会部編
・岩波書店・¥1800+税

「安倍政権のもとで改憲の準備が進められているが、今必要なのは、憲法を変えることではなく、憲法を生かすことではないか」と、人々の憲法への思いを取材し、東京新聞連載の『憲法と、』を単行本として発刊。第6章には、「はらまち九条の会」の青田勝彦夫妻、若松丈太郎、遠藤昌弘、志賀勝明、高橋美加子さんが紹介されています。



『プロメテウスの罠』

朝日新聞特別報道部著
・学研・¥1300(税込)

原発事故後の2011年10月3日から『朝日新聞』に連載が開始され、現在も継続中の注目記事を単行本として4巻まで発刊し、ベストセラーに。

SPEEDIの発表もなく放置された浪江町津島地区の「防護服の男」から始まり、ヨウ素剤飲用の三春町の「吹き流しの町」、相馬高校の「生徒はどこだ」、浪江町の「マツバヤ復活」等々、相双地区の市町村、知人友人が続々登場しています。原発事故の隠された真実を追及し、取材記者の熱意が伝わってきます。

『それでも 罪を問えないのですか！』

福島原発告訴団50人の陳述書
福島原発告訴団編・(株)金曜日・¥800+税

2012年3月16日結成の告訴団(団長武藤類子)の団員たちの、人権無視で命を奪われ人生を変えられ町も破壊された、私たち被災民の悲痛な訴え。

『福島第一原発観光地化計画』

東浩紀編・ゲロイン・¥1995 まだ読んでいませんが、発想を変えたテーマに引かれています。

『さよならのかわりに きみに書く物語』

田中正造の谷中村と
耕太の双葉町』

一色悦子著・随想舎
・¥1200+税

児童文学。著者は郡山出身で「子どもの本・九条の会」会員。足尾鉾山鉾毒事件で、田中正造の闘争にもかかわらず谷中村は消滅。耕太の故郷の双葉町も同じ運命をたどるのか。国策の銅生産と原子力発電所、明治と平成時代となにも変わっていないのか。



『福島原発事故 県民健康管理調査の闇』

日野行介著・岩波新書・¥760+税

原発事故放射能の健康への影響を調べる福島県の調査の裏で、専門家、行政担当者たちは一体、何をしてたのか。事前に調査結果に対する評価をすりあわせる「秘密会」を開き、議事録までも改ざんしていた。

毎日新聞の記者が勇気ある調査でその実態を報道。国や県、福島医大自身が被曝を過小評価し、守るべき福島県民をあざむいている現実。子どもや孫たちのことを考えると、心から怒りがこみあげてきます。

『原発いらない！』

後世のために裁判に勝つ！

相双の叫び

原発事故被害者相双の会
福島原発避難者訴訟「相双の会」原告団を支える会 発行
・¥300(全51ページ)

2012年6月に発足した
「原発被害者相双の会」の
活動や裁判の記録集。

「なぜ裁判をするのか」「訴訟の展望と時効・弁護士米倉勉」「避難者訴訟原告の声」「小出裕章先生講演要旨」「福島の子どもの甲状腺・医師松崎道幸」など。

ご希望の方はく連絡先・965-0013会津若松市堤町6-12 原発事故被害者相双の会会長 國分富夫さん・電話090-2364-3613へ直接お申し込みください。



○桜井市長が再選○ 1月19日の南相馬市長選挙で再選された桜井勝延市長は、2005年12月の「はらまち九条の会」発足時からの生え抜きの会員です。憲法9条堅持や脱原発や復興のため、さらにご尽力ください。

＜事務局より＞

活動についてご意見を！

◆2014年を迎えましたが、政治が悪い方向へ急展開し、私たち「九条の会」としても予断を許さない状況となっています。「事は一人から」始まるそうです。会員のみなさんが無理なく参加できる、地域にアピールできる活動やご意見を事務局までお寄せください。



インターネット・ホームページ

はらまち九条の会をご覧ください

◆ネットで「はらまち九条の会」を検索すると、「会報」とはひと味違ったニュースや情報が掲載されています。忙しいお仕事の合間をぬって、事務局大浦祥見さんが編集されています。「会報」も本会結成以来8年間の全号を読むことができます。

